

○茅ヶ崎市民生委員推薦会規則

昭和 28 年 9 月 27 日

規則第 14 号

改正 平成 25 年 11 月 8 日規則第 45 号

平成 29 年 3 月 28 日規則第 1 号

平成 29 年 3 月 28 日規則第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、民生委員法施行令（昭和 23 年政令第 226 号）第 7 条の規定に基づき、茅ヶ崎市民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の委員の定数その他推薦会に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 25 規則 45・全改)

(定数)

第 2 条 推薦会の委員の定数は、14 人以内とする。

(平 25 規則 45・一部改正)

(委員)

第 3 条 推薦会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 市の区域内の社会福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉事業の実施に関係のある者
- (4) 教育に関係のある者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 民生委員

2 委員は、再任されることができる。

(平 25 規則 45・全改)

(除斥)

第 4 条 委員は、自己又はその配偶者若しくは同居の親族に関する事件については、その議事に加わることができない。

(平 25 規則 45・旧第 6 条繰上・一部改正、平 29 規則 1・旧第 5 条繰上)

(幹事及び書記)

第 5 条 推薦会の幹事及び書記は、福祉部福祉政策課の職員のうちから市長が任命する。

(平 25 規則 45・追加、平 29 規則 1・旧第 6 条繰上、平 29 規則 8・一部改正)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、委員長が推薦会に諮って定める。

(平 25 規則 45・全改、平 29 規則 1・旧第 7 条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年規則第 45 号)

この規則は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年規則第 1 号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第8号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。